

高知市成年後見 サポートセンターだより



第2号

頼れる親族がない
ため、将来の財産管理
について心配である。

病状により判断能力
が低下し、計画的に金
銭管理ができない。

認知症の親の財産管
理がきちんとできてい
ない。

最近物忘れが多くて
預金通帳をどこにしま
ったか忘れる。



そうだ!

成年後見サポートセンターへ行こう!

一人一人の暮らしを守ってくれる!



ごあいさつ

高知市社会福祉協議会 高知市成年後見サポートセンター(以下「センター」)は開所して無事3年を迎えることができました。これも各関係機関のみなさまのご支援、ご協力があったお蔭と心より感謝申し上げます。これからも、「本人ならどうするか?」という視点に立ち誰もが気軽に相談できる窓口として職員一同全力で取り組んで参りますので今後ともご支援、ご協力よろしくお願ひします。

高知市社会福祉協議会 高知市成年後見サポートセンター長 中島 由美

高知市成年後見サポートセンターでは こんなことを行っています

成年後見利用支援

成年後見制度を利用したいという方等に対して、相談、助言、情報提供、申立て手続きの支援を行います。

成年後見活動支援

成年後見制度の啓発・広報のため地域や関係機関等へ伺い、出前講座等を実施しています。

法人後見受任

高知市社会福祉協議(以下:「市社協」)が後見人になり支援を行っています。

日常生活自立支援

判断能力が不十分な方に、契約を通じて、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理(法律行為以外)等を行います。

こんな困りごと……どうしよう……?

Q.判断能力がなくて銀行でお金をおろすことができませんでした。

A.家庭裁判所に、本人または四親等以内の親族が**成年後見制度**の申立手続きを行い、その後、家庭裁判所から後見人が選ばれると本人に代わり銀行でお金をおろすことができます。

Q.年金が入ってもすぐにお金を使い切ってしまいます。生活費が手元に残らず困っています。

A.本人に代わって公共料金の支払いや、預貯金の出し入れなど日常生活に必要なお金の管理を本人の意向に沿ってお手伝いする**日常生活自立支援事業**という制度があります。



成年後見制度とは?

判断能力が不十分な状態になった方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を支援する人(成年後見人等)を選任し、本人に代わって法律行為ができるようにする本人の財産、権利等を守る制度です。

どんなことができるの?

- 生活に関する支援(身上監護)
本人の住居確保に関する契約や支払い、介護サービスの契約など
- 金銭管理に関する支援(財産管理)
預貯金などの管理、金融機関との取引、不動産管理・保管・処分など

日常生活自立支援事業とは?

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に、住み慣れた地域において安心して、自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものです。(法律行為以外)

どんなサービスを受けられるの?

- 福祉サービスの利用に関する手続きや利用料の支払い援助等
- 日常的な金銭管理サービス
(利用料1時間1,500円)
- 書類などの保管サービス(保管料月500円)

平成26年度 成年後見サポートセンター活動紹介

◎市民後見人養成講座

核家族化や高齢者人口の増加等の社会情勢から、後見人を必要としている方は増加の一途をたどり、認知症高齢者は約460万人いるといわれる中で、後見人等の利用者は約17万人に過ぎません。また、制度が開始された平成12年当初は、約9割は親や子、兄弟等の親族が後見人に選任されていましたが、近年は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職による後見人が増加する傾向が続いています。

しかし、専門職による後見人の数にも限りがあり、これからは地域住民同士の支え合いの観点から市民後見人(※1)の養成が急務となっています。

そこで、センターでは、平成25年度から市民後見人養成講座を開講し、26年度も9月中旬から10月上旬にかけて7日間で19科目の講義が行われました。36名の受講者の方が熱心に受講され、うち34名の方が全課程を修了されました。



市民後見人養成講座開講の様子



市民後見人養成講座修了証授与の様子

25年度・26年度の市民後見人養成講座修了者を対象にフォローアップ研修も実施しました。研修内容は、八幡浜市社協で後見支援員(※2)として活躍されている職員さんをお招きし、その活動内容や、後見人としての心構えや気配り等についてお話をいただきました。



フォローアップ研修講演の様子(参加者42名)

(※1) 市民後見人とは?

家庭裁判所から選任された、一般市民による成年後見人のことです。

(※2) 後見支援員とは?

養成講座を修了した方の中から市社協で雇用された職員のことを言います。市社協の法人後見事業で受任している被後見人に対し、定期的な訪問等の支援を行います。

市社協では、市民後見人養成講座修了者のうち、現在2名の方が後見支援員として活動しています。



喜多後見支援員



松木後見支援員

平成26年度 成年後見サポートセンター活動紹介（一部抜粋）

- 5月・平成26年度第1回センター運営委員会(以下「運営委員会」)開催
・出前講座【5/13 高知市居宅介護支援事業所西部ブロック研修会：参加人数 約50人】
- 8月・平成26年度第2回運営委員会開催
・出前講座【8/5 高知市福祉三課課内研修会：参加人数 約100人】
・出前講座【8/8 高知市福祉三課課内研修会：参加人数 約60人】
・出前講座【8/23 高知県介護福祉士青年部NEXT「権利擁護」勉強会：参加人数 約60人】
- 9月・第2回市民後見人養成講座開講【9/18～20・25～27】
・第3回高知縣市町村社協後見連絡会開催
- 10月・市民後見人養成講座【10/2（最終日）】
・市民後見人養成講座フォローアップ研修開催【10/3】
・出前講座【10/25高知県精神保健福祉士会 定例研修会：参加人数 21人】（写真A）
・出前講座【10/31JA成年後見セミナー：参加人数 15人】
・未成年後見受任

センターで初めて未成年後見人を
受任いたしました。

- 11月・坂出市社会福祉協議会との市民後見人視察交流研修会（写真B）
・隠岐の島町社会福祉協議会が今後法人後見事業開始にあたり、センターを視察
・平成26年度第3回運営委員会開催（写真C）
・出前講座【11/1高知医療生協協同組合職員研修会：参加者 約10人】
- 1月・高知市成年後見サポートセンター支援員研修会開催
- 2月・講師派遣【2/15第6回全国権利擁護支援フォーラム：参加者 約100名】
・出前講座【2/26社会福祉法人ザ・ハートクラブ職員研修：参加者 11人】
・講師派遣【2/28高知県社会福祉協議会平成26年度相談関係機関連絡会：参加者 25名】
- 3月・平成26年度第4回運営委員会開催
・出前講座【3/5老人クラブ連合会幹部研修：参加人数 118人】

※毎月第3水曜日には首長申し立て案件にかかる事例について高知市の庁内関係部署と検討を行う「支援会議」を開催。

※毎月第4木曜日には成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会(四者会)に参加しております。（写真D）

写真A



出前講座

高知県精神保健福祉士会の研修会に伺い、成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度説明を行いました。【H26.10.25】

平成26年度 成年後見サポートセンター活動紹介（一部抜粋）

写真B



坂出市社協との市民後見人視察交流研修
坂出市は、四国で唯一市民後見人が活躍されています。坂出市の市民後見人と後見監督人である坂出市社協のみなさんにおこしいただき、市民後見活動について意見交換をおこないました。
【H26.11.10】

写真D



成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会（四者会）月1回開催。
社協職員や弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、行政職員等の参加者が事例検討を通じ、支援技術のスキルアップを図るとともに、異業種間の連携や情報交換を行っています。【H27.2.26】

写真C



第3回高知市成年後見サポートセンター運営委員会 【H26.11.17】

高知市成年後見サポートセンター運営委員会とは？

市社協が受任している被成年後見人等の支援に関する助言や指導、センター運営に関する検討の場として、運営されています。運営委員の構成人員は司法関係者3名・医療関係者1名・福祉関係者3名・学識経験者1名・金融機関関係者1名・行政関係者1名・高知市社協役員1名の合計11名で構成されております。

平成26年度成年後見サポートセンター実績

成年後見利用支援

初期相談内容件数
・後見に関すること:249件
・日常生活自立支援:120件
(相談は重複を含みます)

成年後見活動支援

成年後見に関する広報・啓発活動
・出前講座:11件
・視察研修:2件
・講師派遣:2件
・研修会、連絡会等開催:4件

法人後見受任

受任件数12件
(延件数:20件)
・後見9件
・保佐2件
・未成年後見1件
(平成27年3月現在)

日常生活自立支援事業

契約者数174件
(延件数:368件)
・認知76件
・知的71件
・精神21件
・その他6件
(平成27年3月現在)

平成27年度 高知市成年後見サポートセンターの取り組み

市社協は、地域福祉を推進する団体として、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり」を使命として活動しています。

センターでは、平成27年度も引き続き、地域において判断能力が不十分な状態になっても安心して暮らせるよう、権利擁護に関する総合相談窓口機能の充実を図ります。特に、広報・啓発活動を強化し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図るよう努めます。また、地域住民同士の支え合いの観点から市民後見人の育成を目的とした「市民後見人養成講座」を27年度も実施します。

平成27年度は以下の2点について重点的に取り組みます。

①出前講座に伺います。センターをご活用ください。

要請をいただければ、地域、施設や病院等にいつでもお伺いします。また、センターで企画した出前講座も実施します。

②第3回市民後見人養成講座を開催します。多くの方の受講をお待ちしています。

講座は、基礎編4日間・応用編4日間の2部に分けて開催します。成年後見制度について知りたい方や興味がある方は基礎編に、より深く勉強したい方は応用編を受講していただきます。基礎編または、応用編のみの受講もできますが、市民後見人として活動を希望する場合は、基礎編・応用編の全講座を受講することが必要となります。また、応用編終了日の午後にはフォローアップ研修を開催します。

会場や講座内容等の詳細につきましてはホームページやあかるいまち等の広報誌でお知らせします。

市民後見人養成講座 (基礎編)

平成27年7月1日(水)
～7月4日(土)
対象者:成年後見制度について知りたい方や興味のある方等。

市民後見人養成講座 (応用編)

平成27年11月11日(水)
～11月14日(土)
対象者:成年後見制度や市民後見人についてより深く勉強したい方等。

市民後見人養成講座 (フォローアップ研修)

平成27年11月14日(土)
対象者:基礎編・応用編の講座を受講された方等。

【編集発行】

高知市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター

〒780-0870

高知市本町四丁目2番40号

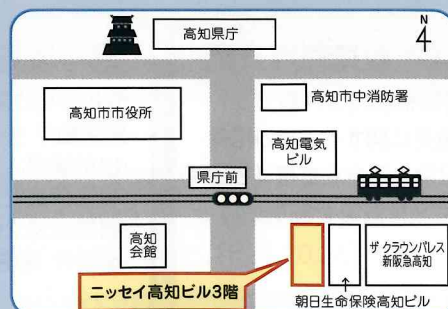
ニッセイ高知ビル3階

電話:088-856-5539

FAX:088-856-5549

業務時間 月曜日～金曜日

8:30～17:30(土日祝、12月29日～1月3日はのぞく)



※駐車スペースおよび駐輪場スペースがございませんので、県庁前地下駐車場および市役所駐輪場をご利用ください。